

健保 だより

2023 / 春 No.301

令和5年度
予算のご報告

 <http://www.kpk.or.jp/>

ご家庭へお持ち帰りください

積立金取り崩し等により、

2月21日に開催された第135回組合会で、当健保組合の令和5年度予算と事業計画が

一般保険料率を維持

可決・承認されました。このページでは、そのあらましをご紹介します。

一般勘定

健保組合を取り巻く情勢

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過し、「2類相当」から「5類」に移行する方針が示されるなど、日常の回復に向けた動きが進んでいます。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻や円安によるインフレの影響など、景気の先行きは依然として不透明です。健保財政は引き続き厳しい見通しを前提として取り組んでいく必要があります。

また、2025年にかけては団塊の世代約800万人が後期高齢者へと移行することで、高齢者医療への納付金の増加が危惧されています。国では高齢者にも一定の負担を求める制度改革が進められていますが、現役世代、特に健保組合を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあることを踏まえ、現役世代のさらなる負担軽減につながる改革が求められます。

医療費、納付金が増加

令和5年度は、予算の基礎となる標準報酬等が前年度とほぼ同額、収入の柱となる保険料についても若干の増加を見込んでおります。一方、支出では納付金はほぼ同額にとどまりましたが、医療費は前年度に続いて増加が見込まれます。

当健保組合は平成29年度から一般保険料率98%を維持してまいりましたが、今年度も積立金を取り崩し繰り入れることで、引き続き料率を維持することといたしました。

令和5年度も各種事業の効率化に努め、医療費適正

化のため被扶養者の資格確認や医療機関等からの請求のチェック強化、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進してまいります。みなさまにおかれましては、適正受診、健康づくり等、医療費の節減にご協力お願いいたします。

令和5年度一般勘定予算のあらまし

●予算規模と経常収支

当健保組合の令和5年度予算は、総額95億8,955万円、被保険者1人当たり53万2,753円の規模となりました。実質的な収支である経常収支では5億6,958万円の赤字となる見込みです。

●主な費目

令和5年度は、保険料として前年度予算比で5,024万円の増の87億6,069万円（被保険者1人当たり48万6,705円）を見込みました。

支出では、医療費等の保険給付費が、51億9,253万円（前年度予算比2.9%増）、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等の納付金は36億4,458万円（同0.3%増）と見込まれます。保険給付費と納付金で、保険料収入を上回っている状況です。

●健康づくり事業

平成30年度からスタートした第2期データヘルス計画に基づき、効率的に保健事業を展開してまいります。特定健診・特定保健指導を含む各種健診や健康増進、保養のために支出される保健事業費には、3億2,939万円（被保険者1人当たり1万8,300円）を予定しています。

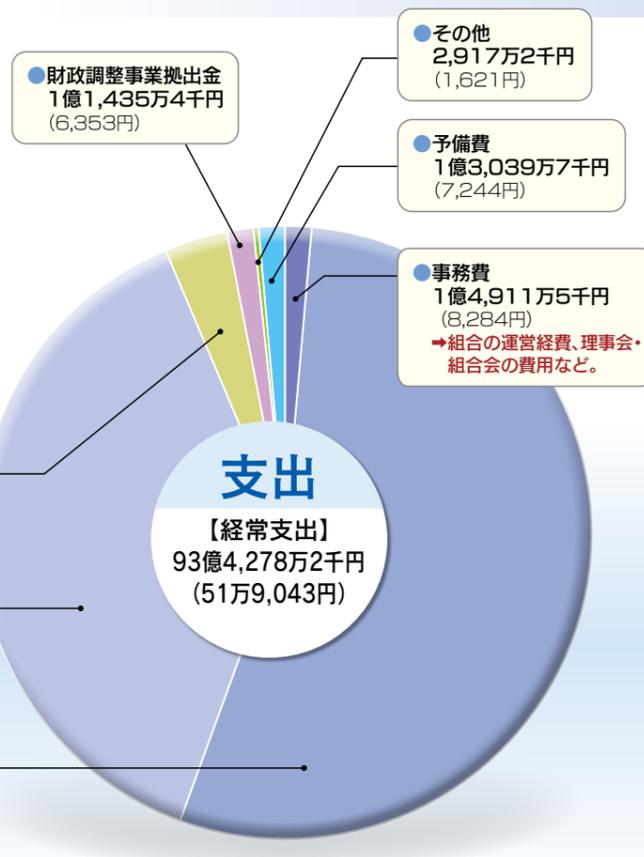
★このほか収支の詳細は、グラフ（令和5年度予算のあらまし）をご覧ください。

一般勘定 予算の基礎となった数値

※（ ）内は前年度予算比

- 被保険者数..... 18,000人（±0人）
男..... 13,792人（-3人）
女..... 4,208人（+3人）
- 平均標準報酬月額..... 351,000円（+1,000円）
- 平均標準賞与年額..... 850,000円（+20,000円）
- 保険料率（一般）..... 1000分の98.0

※事業主・被保険者とも1000分の49.0ずつ負担。
・特定保険料率1000分の40.245、調整保険料1000分の1.260を含む。
・特定保険料率とは、一般保険料率のうち高齢者医療への納付金にあてられる分を料率換算したものです。



令和5年度 予算のあらまし

※（ ）内は被保険者1人当たり額

一般勘定



令和5年3月分～令和6年2月分

標準報酬 等級	月額	報酬月額		健康保険料月額			介護保険料月額		合計保険料額	
		円	円以上 円未満	被保険者 事業主 49.0/1000	合計①		被保険者 事業主 9.0/1000	合計②	被保険者 事業主 58.0/1000	合計③ (①+②)
					98.0/1000	(再掲) 特定保険料 合計 40.245/1000				
1	58,000	～	63,000	2,842	5,684	2,334	522	1,044	3,364	6,728
2	68,000	63,000	～ 73,000	3,332	6,664	2,737	612	1,224	3,944	7,888
3	78,000	73,000	～ 83,000	3,822	7,644	3,139	702	1,404	4,524	9,048
4	88,000	83,000	～ 93,000	4,312	8,624	3,542	792	1,584	5,104	10,208
5	98,000	93,000	～ 101,000	4,802	9,604	3,944	882	1,764	5,684	11,368
6	104,000	101,000	～ 107,000	5,096	10,192	4,185	936	1,872	6,032	12,064
7	110,000	107,000	～ 114,000	5,390	10,780	4,427	990	1,980	6,380	12,760
8	118,000	114,000	～ 122,000	5,782	11,564	4,749	1,062	2,124	6,844	13,688
9	126,000	122,000	～ 130,000	6,174	12,348	5,071	1,134	2,268	7,308	14,616
10	134,000	130,000	～ 138,000	6,566	13,132	5,393	1,206	2,412	7,772	15,544
11	142,000	138,000	～ 146,000	6,958	13,916	5,715	1,278	2,556	8,236	16,472
12	150,000	146,000	～ 155,000	7,350	14,700	6,037	1,350	2,700	8,700	17,400
13	160,000	155,000	～ 165,000	7,840	15,680	6,439	1,440	2,880	9,280	18,560
14	170,000	165,000	～ 175,000	8,330	16,660	6,842	1,530	3,060	9,860	19,720
15	180,000	175,000	～ 185,000	8,820	17,640	7,244	1,620	3,240	10,440	20,880
16	190,000	185,000	～ 195,000	9,310	18,620	7,647	1,710	3,420	11,020	22,040
17	200,000	195,000	～ 210,000	9,800	19,600	8,049	1,800	3,600	11,600	23,200
18	220,000	210,000	～ 230,000	10,780	21,560	8,854	1,980	3,960	12,760	25,520
19	240,000	230,000	～ 250,000	11,760	23,520	9,659	2,160	4,320	13,920	27,840
20	260,000	250,000	～ 270,000	12,740	25,480	10,464	2,340	4,680	15,080	30,160
21	280,000	270,000	～ 290,000	13,720	27,440	11,269	2,520	5,040	16,240	32,480
22	300,000	290,000	～ 310,000	14,700	29,400	12,074	2,700	5,400	17,400	34,800
23	320,000	310,000	～ 330,000	15,680	31,360	12,878	2,880	5,760	18,560	37,120
24	340,000	330,000	～ 350,000	16,660	33,320	13,683	3,060	6,120	19,720	39,440
25	360,000	350,000	～ 370,000	17,640	35,280	14,488	3,240	6,480	20,880	41,760
26	380,000	370,000	～ 395,000	18,620	37,240	15,293	3,420	6,840	22,040	44,080
27	410,000	395,000	～ 425,000	20,090	40,180	16,500	3,690	7,380	23,780	47,560
28	440,000	425,000	～ 455,000	21,560	43,120	17,708	3,960	7,920	25,520	51,040
29	470,000	455,000	～ 485,000	23,030	46,060	18,915	4,230	8,460	27,260	54,520
30	500,000	485,000	～ 515,000	24,500	49,000	20,123	4,500	9,000	29,000	58,000
31	530,000	515,000	～ 545,000	25,970	51,940	21,330	4,770	9,540	30,740	61,480
32	560,000	545,000	～ 575,000	27,440	54,880	22,537	5,040	10,080	32,480	64,960
33	590,000	575,000	～ 605,000	28,910	57,820	23,745	5,310	10,620	34,220	68,440
34	620,000	605,000	～ 635,000	30,380	60,760	24,952	5,580	11,160	35,960	71,920
35	650,000	635,000	～ 665,000	31,850	63,700	26,159	5,850	11,700	37,700	75,400
36	680,000	665,000	～ 695,000	33,320	66,640	27,367	6,120	12,240	39,440	78,880
37	710,000	695,000	～ 730,000	34,790	69,580	28,574	6,390	12,780	41,180	82,360
38	750,000	730,000	～ 770,000	36,750	73,500	30,184	6,750	13,500	43,500	87,000
39	790,000	770,000	～ 810,000	38,710	77,420	31,794	7,110	14,220	45,820	91,640
40	830,000	810,000	～ 855,000	40,670	81,340	33,403	7,470	14,940	48,140	96,280
41	880,000	855,000	～ 905,000	43,120	86,240	35,416	7,920	15,840	51,040	102,080
42	930,000	905,000	～ 955,000	45,570	91,140	37,428	8,370	16,740	53,940	107,880
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	48,020	96,040	39,440	8,820	17,640	56,840	113,680
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	50,470	100,940	41,452	9,270	18,540	59,740	119,480
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	53,410	106,820	43,867	9,810	19,620	63,220	126,440
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	56,350	112,700	46,282	10,350	20,700	66,700	133,400
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	59,290	118,580	48,696	10,890	21,780	70,180	140,360
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	62,230	124,460	51,111	11,430	22,860	73,660	147,320
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	65,170	130,340	53,526	11,970	23,940	77,140	154,280
50	1,390,000	1,355,000	円以上	68,110	136,220	55,941	12,510	25,020	80,620	161,240

1) 令和5年3月1日からの健康保険料率は、昨年度と同率の1000分の98.0となりました(特定保険料再掲は、高齢者医療に要する支援費用となります)
 2) 介護保険料率は、1000分の18.0となりました
 3) 保険料月額……標準報酬月額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
 4) 賞与に係る保険料月額……標準賞与額×保険料率(事業主と被保険者が折半負担)
 (注1) 標準賞与額……賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額
 (注2) 標準賞与額の上限額……毎年4月1日から翌年3月31日までの標準賞与額の累計額が573万円を超える場合は、573万円を上限額とする

一般勘定

令和5年度に実施する
保健事業

保険知識のPR

- 広報誌『健保だより』の発行(6月・9月・1月・3月)
- ポスターの発行(年3回・随時)
- 健康者表彰(6月)
- 医療費のお知らせ(2月)
- ジェネリック通知(随時)
- ホームページによる情報提供
- 赤ちゃんとママ社「育児雑誌」の配布(年間)

病気の予防と早期発見

- 男女生活習慣病予防健診(4月～12月)
- 春季婦人生活習慣病予防健診(4月～8月)
- 人間ドック(4月～12月)
- 脳ドック(年間)
- 特定健康診査(4月～12月)
- 特定保健指導(年間)
- 家庭用救急薬品配付(11月)
- インフルエンザ予防接種(健保契約料金)(10月～1月)
- 健診受診勧奨通知および重症化予防受診勧奨通知書の送付(随時)

健康増進

- プール施設利用補助(7月～9月)
 - 健康づくりセンター「へるすびあ」(電設工業健保組合の施設)の割引利用(年間)
 - スポーツクラブ「ルネサンス」との法人契約(年間)
 - FUJYAMA倶楽部の優待利用(年間)
- 心と体の保養
- 契約保養施設(JTB契約保養所、直接契約保養所、休暇村)の利用補助(年間)
 - 共同利用保養所の利用(年間)
 - リゾートトラストの会員料金での利用(年間)

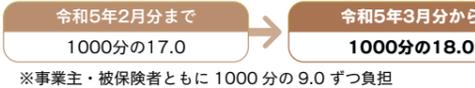


介護勘定 令和5年度 収入支出予算概要表

収入		支出	
科目	予算額(千円)	科目	予算額(千円)
介護保険収入	1,073,552	介護納付金	1,104,774
繰入金	35,000	介護保険料還付金	10
雑収入	5	予備費	3,773
合計	1,108,557	合計	1,108,557

介護勘定 予算の基礎となった数値

- 介護保険第2号被保険者数 …… 13,890人(-38人)
- 介護納付金の1人当たり概算額 …… 84,733円(+2,785円)
- 介護保険第2号被保険者たる被保険者数 …… 10,700人(+200人)
- 平均標準報酬月額 …… 387,000円(+2,000円)
- 平均標準賞与年額 …… 930,000円(+20,000円)
- 介護保険料率



介護納付金の算出に総報酬割が導入されています

介護納付金は、従来は、加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されていましたが、平成29年8月から、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されました。令和2年度からは全面総報酬割となり、報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増えています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総報酬割の比率	1/2	3/4	全面

令和5年度「介護勘定予算」の概要
 介護保険料につきましては、毎年、国より当健保組合に割り当てられた概算介護納付金の額をもとに保険料率の計算(見直し)を行うこととなっております。

令和5年度の当健保組合の概算介護納付金は1億477万4千円となったことから、その支払に必要な保険料率を計算すると1000分の18・52となりますが、準備金を収入に補てんし、令和5年度の介護保険料率は1000分の1引き上げ1000分の18・0となりました。なお、令和5年度予算の介護保険収入は10億7,355万2千円(介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり10万332円)となっております。

4月から、出産育児一時金が 引き上げられます



～令和5年3月
1児につき
42万円

令和5年4月～
1児につき
50万円

※被保険者と被扶養者、いずれの出産の場合も支給されます。

健保組合は、出産育児一時金を支給しています。令和5年度から、政府の少子化対策強化の一環として出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられます。

Q 出産育児一時金の対象になる出産とは？

A 妊娠4カ月以上（13週以上）の出産をいい、早産、死産、流産なども含まれます。なお、帝王切開分娩など、医師による治療行為が発生する場合は健康保険が適用されます。



Q 出産育児一時金の引き上げ財源は？

A 現役世代の負担を軽減するため、令和6年度から後期高齢者医療制度が出産育児一時金の3.5%を負担することになります（令和5年度は国庫補助で対応）。



Q 出産育児一時金の受け取り方法は？

A 医療機関と代理契約合意文書を交わす「直接支払制度」の利用が一般的です。健保組合が医療機関に出産育児一時金を直接支払いますので、申請の必要はありません。

出産育児一時金50万円のうち、1.2万円は産科医療補償制度（出産に関連して重度脳性麻痺となった場合に補償金を支給する制度）の掛金です。このため、直接支払制度で出産費用が48.8万円を下回った場合は差額を受け取れます。この場合は健保組合に申請してください。

●退職したとき ●被扶養者でなくなったとき
届出が必要です!!

必ず 保険証を返却してください

被保険者

当健保組合の被保険者または被扶養者でなくなったときは、資格喪失日・扶養削除日から当健保組合の保険証は使用できません。

会社を退職したとき

- 保険証が使用できるのは退職日までで、翌日からは使用できません。扶養する家族も同時に資格を失うこととなりますので、ご自分と扶養する家族の保険証を、5日以内に退職した会社に返却してください。

任意継続被保険者でなくなったとき

- 任意継続の期間は2年ですが、途中で別の健保組合に加入したり、75歳になって後期高齢者医療制度に加入する場合など、任意継続被保険者でなくなったときは、保険証を返却してください。

被扶養者

収入額が変わったとき

- 被扶養者の年収が130万円※（原則として月額が108,334円）以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。
※ 60歳以上または障害がある場合は年収180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金等を含む）。
- 共働き夫婦が子どもを共同で扶養する場合、被扶養者を扶養する被保険者の収入が配偶者より少なくなった（原則として年間収入が多いほうの被扶養者になる）。

別居した・仕送り額を変更したとき

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。（進学等により別居となったときは、仕送り額と被扶養者の収入額を必ず確認してください。）
※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）は同居でなければ被扶養者として認定されません。
- 別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

失業給付金を受給したとき

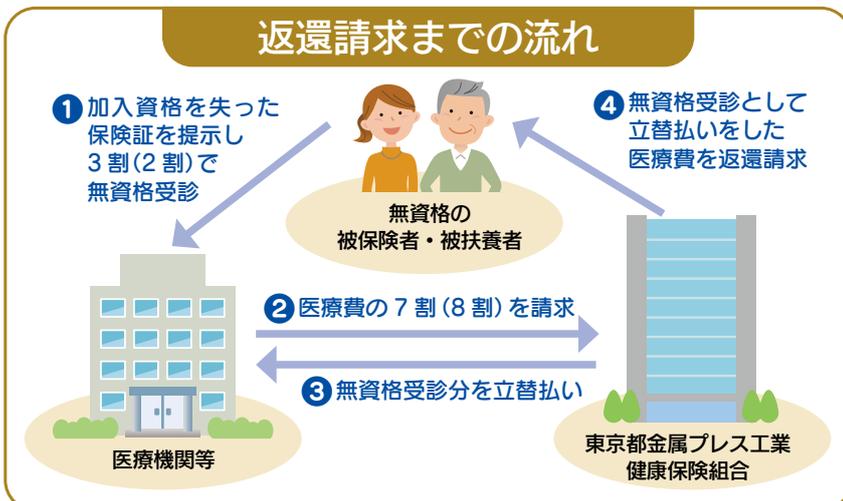
- 被扶養者が基本手当日額3,612円（60歳以上は5,000円）以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

就職・他の健保組合に加入したとき

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- 短時間で働く被扶養者が、パート先で被保険者になった。

もし
誤って使用した
場合は…

返還請求までの流れ



当健保組合が負担した医療費を返還していただくことになります

当健保組合の加入資格を失った後、当健保組合の保険証を使って病院にかかった場合は、当健保組合が負担した医療費を返還していただき、その後、あらためて新しい健保組合等へご請求いただくことになります。当健保組合と新しく加入した健保組合等にそれぞれ手続きが必要となりますので、加入資格を確認したうえで保険証を使うようにしてください。

食べ物は健康と環境

「食べること」＝「生きること」です。 毎日の食事を何気なく

に配慮して選ぼう

食べて終わるのではなく、家族みんなで食事を通して楽しく生きる力を養いましょう。

健康と環境に配慮して 食べ物を選ぼう

暮らしたり遊びのなかで食を楽しみながら、親子で健康と環境に配慮する意識を育てていきましょう。



- 旬の食べ物が手に入る直売所や市場に行き、購入して食べる。
- 観光農園に行つて、旬の食べ物を収穫し、食べる。
- 魚釣りをして、とれたての旬の魚を食べる。
- 自分で野菜を育てて食べる。

キーワードは「旬&地産」
季節や地域の食べ物を知り、味わう体験をする

旬の食べ物はおいしくて安いだけでなく栄養価が高い。また、近隣でとれた食べ物は、遠隔地からの輸送時のCO2排出量も軽減できる。つまり、旬や地産の食べ物を選ぶことは健康と環境に配慮することにつながる。



どうして健康と環境に配慮するの？

「何を食べるか」「つまり」「どんな食べ物を選ぶか」が体はもちろんだ、心の健康も左右します。また、健康に配慮して食べ物を選ぶことが、将来の健康に影響します。環境に配慮して食べ物を選ぶことも大切。地産のものを選んだり、食べる分だけ買うことなどが地球温暖化や食品ロスの解決に寄与し、食の未来を守ることに繋がります。家族でおいしく楽しく食べることに加えて、健康や環境に配慮して食べ物を選ぶことを意識しましょう。

……健康と環境に配慮する際の心がけ……

がんばりすぎない

● 食事は毎日のことなので、食べ物を選ぶときは価格や調理しやすいなどの簡便性、好みなども重要な要素。これらと折り合いをつけながら、ムリのない範囲で健康や環境に配慮して食べ物を選ぶ。

偏りなくいろいろな食べ物をとる

● 健康によいとされる食べ物でも、そればかり食べていると栄養が偏ったり、健康に悪影響をおよぼすことがある。そのため、いろいろな食べ物をとる。そのほうが、子どもも飽きにくく必要な栄養素がとれる。

信頼できる情報をもとに判断する

● 「〇〇は体に悪い」といった食のリスクに関する情報は根拠がないものもあるため、厚生労働省や農林水産省などの信頼できる情報をもとに適切に判断する。また、日本の食品添加物や化学調味料、農薬などの安全基準は厳しく、これらを厳密に排除する利点は少ない。



ファストフードもたまにはOK
まとめ買いも食べきるならOK



成長期の子どもは食べ物の質以上に、栄養をとることが大事



正しい？ 正しい？
適切な情報を選ぶ力が、食べ物を通じた選ぶ力につながる

キーワードは「食の安全」
食品表示の見方を知り、選ぶ力をつける

食品表示を見て、その食べ物がどこで、どのように作られたのかを知ったうえで選ぶことが、健康に害のない安全な食べ物を選ぶことにつながる。例えば、お菓子などの加工食品に使われている食品添加物は心配しすぎる必要はないが、どれくらい使われているか意識して選ぶことを習慣づける。

- 原材料名の「」以降は添加物で、原材料と添加物は使用量が多い順に記載されている。(〇〇を含む)はアレルギー表示。
- 遺伝子組み換え農産物を使用している場合は表示がある。
- 賞味期限や保存方法、製造者がわかる。
- 栄養成分表示の情報は、健康管理に役立つ。

キーワードは「食品ロス」
食べ過ぎることも買いすぎないことを習慣づける

世界では約8億人が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方、世界では年間13億トンの食品ロスを出している。食品ロスはもったいないだけでなく、地球温暖化や将来的な人口増加による食料危機につながる。食べ物を「食べきる」「買いすぎない」など食品ロスを減らすよう努めて取り組む。

- 食べられる量だけお皿に盛りつけたりお店で注文して、食べきる。
- 賞味期限と消費期限を正しく理解し、期限が切れる前に食べきる。
- 賞味期限：おいしく食べられる期限。期限が過ぎても食べられる場合がある。
- 消費期限：期限を過ぎたら食べないほうがよい期限。

● 買い物に行く前に家にある食材をチェックし、必要な分だけ買う。
● すぐに食べるときは、陳列棚の手前の消費期限が近いものから買う。



加工食品の食品表示例

名称	スナック菓子		
原材料名	小麦粉(国内製造)、植物油、砂糖、しょうゆ(大豆・小麦を含む)/膨張剤、調味料(アミノ酸等)		
内容量	50g		
賞味期限	20XX.12.31		
保存方法	直射日光、高温を避けて保存		
製造者	〇〇食品株式会社		
栄養成分表示 1袋 (50g 当たり)			
エネルギー	200kcal	炭水化物	24.0g
たんぱく質	1.5g	食塩相当量	0.9g
脂質	15.5g		

※生鮮食品の食品表示は、名称と原産地が表示されている。

スマホの使いすぎ

スマホは今や生活に欠かせません。しかし、スマホの使いすぎは脳の疲労をまねき、パフォーマンスの低下や不調を引き起こします。

スマホが脳を疲弊させる!?

スマホを見ていると、文字や映像などの情報が大量に飛び込んでくるため、脳は情報処理に追われます。それが毎日、長時間つづくると脳はへとへとに疲れて機能が低下します。

とくに機能が低下しやすいのは、脳の前頭前野という部位。ここは「考える」「記憶する」「感情をコントロールする」などの重要な働きを担っています。スマホの使いすぎでこうした働きが衰えると、記憶力の低下やイライラの爆発などが引き起こされます。子どもは学力が低下するという報告もあります。

また、前頭前野の機能が低下すると自律神経も乱れ、体の不調などが生じやすくなります。

スマホの使いすぎで 脳が疲労すると...



スマホはメリハリをもって使おう

スマホを見る・見ないの切り替えをきちんと行い、メリハリをもって使うことが大切です。また、脳に負担をかけない行動をとることや、脳を休ませる時間をもつことを心がけましょう。

目的とルールに沿って

スマホを使う

目的をもってスマホを使う。また、使い方や使う時間に関するルールを決める。

用が済んだら
スマホはおしまい!



- スマホの使いすぎを防ぐルール(例) —
- 検索やアプリの使用は、目的を果たしたらそこでやめる。
 - 動画やゲームは、1回10分など時間を決める。
 - だらだらと見てしまうアプリは、トップ画面から見えない場所に移動するか、削除する。
 - メールやアプリからの通知をオフにする。
 - ベッドにスマホを持ち込まない。

スマホを使いながら別のことをしない

脳は複数のことを同時に行うのが苦手。スマホを使いながらテレビをみたり、家事をしたりすると、スマホだけを使うより脳に負担がかかり、脳の疲労が加速する。

スマホを見ないでボーッとする時間をもつ

何も考えずボーッとしているとき、脳の回復が促される。自然の景色や音を見聞きしながら行くと、より効果的。洗い物などの単純作業や睡眠も脳の回復につながる。



第392回 理事会

【日 時】令和5年2月7日(火) 午後3時30分

【場 所】金属プレス会館 5階役員会議室

【議決事項】第1号議案：組合規約第4条別表の一部改正

第2号議案：第135回組合会の招集及び組合会に提出する議案について

第135回 組合会

【日 時】令和5年2月21日(火) 午後4時00分

【場 所】金属プレス会館 6階大会議室

【議決事項】第1号議案：令和5年度事業計画について

第2号議案：令和5年度収入支出予算について

第3号議案：重要財産の処分について



事業所の削除

削除事業所

令和4年11月21日 ●株式会社 進藤製作所

板橋区相生町14-1-1102

事業主並びに被保険者の皆様へ

三菱UFJ銀行窓口における健康保険料等の振込人払い手数料変更について

令和5年6月より、三菱UFJ銀行窓口における健康保険料等の振込人払い手数料が有料となります。詳細につきましては、改めてご案内させていただきます。事業主並びに被保険者の皆様におかれましては、振込手数料をご負担いただくことに変更となりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、口座振替手数料に関しては、今まで通り当健康保険組合負担の為、変更はありません。

健康者表彰

今年も健康者表彰を実施します

< 1年間保険証を使わなかった方を表彰し、今年も記念品を贈呈します >

【対象者】当健保組合の被保険者で、下記の対象期間中に被保険者資格を有し、保険診療を受けなかった方。

※確認審査の段階で資格を喪失されている方は除きます。

※被扶養者(家族)が受診されても被保険者(本人)の受診がなければ該当します。

【対象期間】令和4年1月1日～12月31日までの1年間

【申込方法】事業所の担当者に申し出て、事業所経由で健康保険組合へ報告書をご提出ください。



●●●●●● 記念品の発送 ●●●●●●

「記念品一覧」を令和5年5月初旬にお送りする予定ですので、その中からお選びください。

記念品は6月中旬に事業所単位で発送します。

★ご不明な点は健保組合総務課までお問い合わせください。 ☎ 03(3634)5151



お得に始めるチャンス! 春の入会キャンペーン実施中! **4/1(土) ▶ 5/28(日)**

月額固定 使いたい放題プラン

おすすめ! 月々 **9,570** 円 (税込) Monthly コーポレート会員

- ・事務手数料
- ・月会費 **1** か月分
- ・レンタル用品 通常 3,740 円/月(税込) **最大 2** か月分

0 円

タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ

\\ ご家族もご一緒に / 2人以上なら、さらにお得!

同時入会でそれぞれ月会費1か月分 **1,100** 円(税込) **割引!**

都度払い 使う毎にお支払い

1 回 **1,980** 円 (税込) 1Day コーポレート会員

レンタル用品
 通常 1,760 円/回(税込)
 タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ

0 円
 入会当日

※特典は、ルネサンスに初めてご入会される方(退会後7ヵ月以上経過している方も含む)のみ適用。フィットネス個人会員からコーポレート会員への変更は対象外です。※8ヵ月以上、月額固定プランでご継続の方に限ります。(1dayコーポレート会員は対象外) ※レンタル用品のお取り扱いはない店舗や、キャッシュレス運営をしている店舗がございます。事前にご利用店舗のHPをご確認ください。 2023春_840010232035

まずは見てから! **ラクラク見学予約はコチラ!** お手続きに必要なものなど詳細もご案内しています。

店舗の詳細はこちらから **ルネサンス 店舗一覧**

※ご利用は15才以上の方に限らせていただきます。※表裏面に記載の会員は、月ごとに変更可(変更手数料なし)。※以下の項目に該当する方の施設利用をお断りすることがあります。
 ●医師等により、運動を禁じられている方 ●妊娠中の方 ●他人に感染する恐れのある疾病を有する方 ●酒気を帯びている方 ●刺青(タトゥー含む)のある方 ●ペット連れの方 ●反社会的勢力関係者 ●弊社の会員規約にご同意いただけない方 ●その他弊社が不適当と認めた方